

令和 5 年度
川西町関係人口創出事業補助金
募集要項



川西町

総合政策課

TEL : 0745-44-2213

目 次

1. 事業概要	1
2. 募集期間	1
3. 補助対象団体	1
4. 対象事業	1
5. 事業採択	2
6. 審査基準	2
7. 補助金額	2
8. 対象経費	2
9. 事業の進め方	4
10. 申請方法	5
11. 申請時必要な書類	5
12. 情報の公開	5
13. Q & A	5

1. 事業概要

「川西町関係人口創出事業補助金」とは、川西町において、地域や地域の人々と多様に関わる人々（以下「関係人口」という）を創出する活動に主体的に取り組み、地域を活性化させ、愛着と誇りの持てる魅力ある地域づくりを推進することを目的とし、任意団体及びグループ等（以下「任意団体等」という。）が、自主的、主体的に企画・提案・実施する活動を支援する制度です。

町外からの積極的な活動で、皆さまで事業を実施し、川西町を盛り上げてみませんか。

申請内容は、有識者等で組織する「川西町関係人口創出事業補助金審査会」（以下「審査会」という。）で内容の審査を行い、その審査結果を尊重して、町長が採択の可否を決定します。

2. 募集期間

令和5年4月24日（月）～令和5年5月12日（金）

※審査会に諮り、補助金の交付決定通知発出後の事業実施となりますのでご注意ください。

3. 補助対象団体

関係人口を創出する事業を実施する任意団体で、以下の条件を満たすもの。ただし、営利を目的とする団体は対象となりません。

- (1) 町内において事業を行っている、または今後行うことを予定していること。
- (2) 5人以上で構成されていること。
- (3) 組織の運営に関する規約等を定めて、計画的、継続的に活動を行っている、または今後行うことを予定していること。
- (4) 会計が適正に管理されていること。
- (5) 川西町町民提案型まちづくり事業補助金交付要綱（平成28年川西町告示第51号）第3条の補助対象団体要件に該当しない団体であること。

4. 対象事業

川西町内で実施される、関係人口創出に資する事業とします。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外となります。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教又は選挙に関するもの
- (4) 施設等の建設及び整備に関するもの
- (5) 国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から当該事業に関する助成を受けているもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) 各自治会を実施主体とするもの

5. 事業採択

事業の採択については、川西町附属機関設置条例(昭和41年川西町条例第11号)により設置された審査会において、応募団体からのプレゼンテーション形式による事業審査を行い、その審査結果を尊重して、町長が採択の可否を決定します。

(1) 「審査会」の構成

学識経験者・川西町に勤務する職員で構成されます。

(2) 「審査会」の役割

提案事業の審査及び評価

6. 審査基準

審査会での審査は以下の項目を基準に行います。

- ① 公益性：公のお金を利用するのにふさわしい取り組みか。事業の対象者が限定的でないか。
- ② 事業の実現性：スケジュール、予算は具体的で適切か。実施体制は整っているか。事業に対する意気込みが感じられるか。
- ③ 創意工夫・先駆性：地域における知恵と工夫を生かした個性的な内容であり、かつ新しい発想や視点、内容、方向性があるか。
- ④ 発展性：事業終了後、自主的な活動による継続や発展は期待できるか。
- ⑤ 組織の健全性：組織の運営に関する規約等は適切か。また、会計が透明的であり、今後の組織運営に支障がないか。

7. 補助金額

補助金額は、提出された事業収支予算書に基づき、審査会での審査を経て、予算の範囲内で町長が決定します。対象経費の総額以内で、10万円を限度とします。

8. 対象経費

事業の実施に必要とする経費で下表のとおりとします。

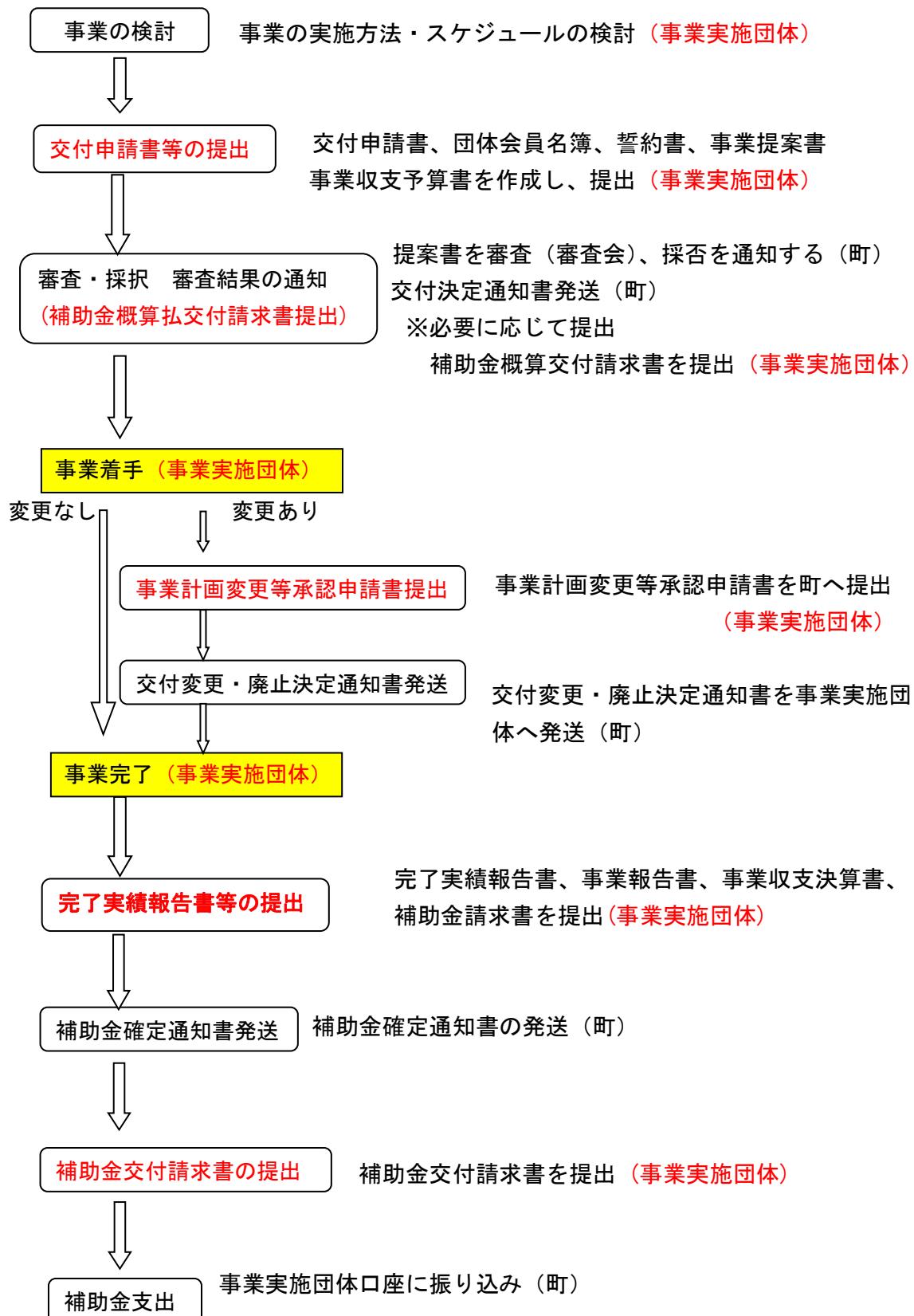
項目	内容
消耗品費	事業に直接必要な消耗品費
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
光熱水費	事業に要する電気・ガス・水道代、作業等に必要な機材・車両等の燃料費
通信運搬費	事業の実施、連絡等に要する郵便費等の通信費
委託料	事業の実施に係る委託料
使用料及び賃借料	事業に要する会場使用料、車両・機械等の借上料
原材料費	事業に直接必要な原材料費

工事費	事業に直接必要な工事費
保険料	事業の実施に係る保険料
報償費	事業の実施のためのボランティア、外部講師等に係る謝金等
旅費	事業の実施に係る旅費
備品購入費	作業等に必要な機材、備品の購入費
その他	事業を実施する上で町長が必要と認める経費

※以下に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) 団体の事務所等を維持するための経費
- (2) 団体の経常的な活動に要する経費
- (3) 飲食費、土産代、商品券等の金券の購入代金、記念品の購入等の経費
- (4) 不動産の購入費
- (5) 補助対象事業以外の事業に係る経費との区分を客観的に証すことができない
経費

9. 事業の進め方 (事業が採択され、補助金を支出する場合)



10. 申請方法

総合政策課（役場2階）にある「川西町関係人口創出事業補助金交付申請書（第1号様式）」等に必要事項を記入し、関係書類を添付して総合政策課へ提出してください。

※ 補助金交付申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。

11. 申請時必要な書類

- ・補助金交付申請書
- ・団体会員名簿及び誓約書
- ・事業提案書
- ・事業収支予算書
- ・事業実施主体の運営に関する規約等

12. 情報の公開

提案された事業については、事業の周知及び多くの方に情報を公開する目的で、個人情報などを除き、町ホームページ等に掲載します。

13. Q & A

Q1：「審査会」の役割はどんなものでしょうか？

A：川西町関係人口創出事業補助金のルール（要綱）に基づき、提案内容の審査および評価を行います。

Q2：提案はどのように行われるのでしょうか？

A：要綱に基づき、任意団体等で作成した事業提案書等を川西町役場に提出していました。事業の募集は、ホームページ等で周知します。

Q3：どんな事業が対象となるのでしょうか？

A：基本的ルールである「川西町関係人口創出事業補助金交付要綱」に基づき、任意団体やグループ等が自主的、主体的に企画・提案・実施する事業で、関係人口創出に資すると認められる事業を提案いただければと思います。

Q4：どんな経費が対象となるのでしょうか？

A：要綱では、事業を行うための原材料費、通信費、保険料、使用料及び賃借料などが対象になります。団体の経常的な活動経費等は認められません。

Q5：補助金はいつもらえますか。また、どのくらいもらえるか事前にわかりますか？

A：事業完了後、補助事業の完了実績報告書を提出した後に、支払いとなります。

必要に応じて、交付決定額の8割を上限に概算払も可能です。

補助金額については、事業内容によって異なりますので、補助金交付決定通知書によりお知らせします。

Q6：飲食費が補助対象経費となっていませんが、スタッフの昼食や飲み物も対象外でしょうか？

A：この補助金制度においては、会場設営のスタッフや講師に対する弁当代などの飲食費は補助対象経費に認めていません。但し、活動を行う上での最低限必要とされるもの（熱中症対策のための飲料等）は、対象経費として認められる場合がありますのでご相談ください。

Q7：モノを作るような事業を実施した場合、翌年度以降、維持管理費が生じますが、翌年度も応募できますか？

A：翌年度以降の維持管理経費は該当しません。

Q8：事業費の補助対象額が補助限度額を越える場合はどうなりますか？

A：事業規模を縮小して実施するか、差額分を団体が負担して実施していただくことになります。